

公益社団法人高知県診療放射線技師会

漏洩線量測定のご案内 安全・安心のために…

漏洩線量測定とは？

エックス線室から漏れ出す線量を、放射線測定器(サーベイメータ)を用いて測定することです。

近年、地域社会でも被ばく線量に対する関心が高まってきており、安全で信頼される施設運営が求められております。定期的に正しく漏洩線量測定を行なう事で安全・信頼性を確保するための一役となります。

Q 1. 測定支援活動の目的と内容

1. 自施設の放射線管理を診療放射線技師が行うことの推進、啓蒙を目的としています。
2. 診療放射線技師がいない施設の漏洩線量測定を行います。(R I 施設を除く)

Q 2. 法 律

漏洩線量測定は6ヶ月に1回、義務づけられています。

※医療法施行規則 第30条の22 ※電離放射線障害防止規則 第54条

Q 3. 漏洩線量測定料金 (含む交通費)

基本料金 (1 部屋)	20,000円
追加料金 (1 部屋 1 管球当り)	10,000円

Q 4. 作業内容 (通常2名で行います。)

1. 測定図面の作成
初回測定時に今までの線量測定結果とX線撮影室の平面図を担当者にお渡し下さい。
戴いた図面を元に漏洩線量測定図面を作成します。
2. 漏洩線量の測定
年一回の基準値校正を行ったサーベイメーターで、漏洩線量測定を実施します。
3. 測定結果報告書の作成
後日、漏洩線量測定結果報告書をお届けしますので、5年間保管して下さい。
4. 免責事項
貴施設のX線診療装置の不具合による漏洩線量測定中の故障等はすべて免責事項とし、本会に責任および賠償を求めないものとします。

Q 5. 申し込み方法

まずは、公益社団法人高知県診療放射線技師会まで、お気軽にご相談下さい。

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番45号
総合あんしんセンター2階

○メールでのお問い合わせは、 tomozen-akihiryu@power.odn.ne.jp

○電話でのお問い合わせは、【事務所】088(872)4585[代表]

【携 帯】090-3989-6818[会長]

【受付時間】9:00-17:00(月-金)